

環境活動主体と対象活動の認定・登録規定及びサービス等登録規定（暫定版）

NPO法人くまもと温暖化対策センター
エコくまポイント認定委員会

本規定は、エコくまポイント運営委員会が策定したエコくまポイント制度モデル事業運用規定（暫定版）に基づき、エコくまポイント認定委員会が策定したものである。

【環境活動主体と対象活動の認定・登録規定】

1. 認定

認定委員会は、認定・登録申請のあった環境活動主体の運営者、活動内容、活動実績、活動地域、対象者及び人数、温暖化対策効果等を総合的に勘案し、活動に対する重み付けを行い、環境活動主体と対象活動を認定する。

なお、申請された活動が、本制度の目的である「温暖化防止行動に継続的に取り組む県民の増加を図る」ことに寄与しないと判断した場合、認定・登録を行わないものとする。

2. 登録

事務局は、認定委員会が認定した環境活動主体とその活動を台帳に登録する。

3. 認定・登録証の発行

事務局は、契約締結の証しとして、環境活動主体に対して認定・登録証を発行する。

4. エコくまポイントカードの仮交付

事務局は、契約書の締結後、認定・登録した内容に応じて、環境活動主体に対してエコくまポイントカードを仮交付する。

なお、仮交付数の決定は、認定・登録数やエコくまポイントカード発行総数等を総合的に勘案し、事務局が決定する。

5. 認定・登録証等の発行

事務局は、契約締結の証しとして、環境活動主体に対して認定登録証を発行するとともに、「のぼり」等を交付する。

【協賛製品・サービス等登録規定】

1. 確認

認定委員会は、協賛製品・サービス等登録申請を行った事業者、事業内容、事業実績、事業地域、事業対象等を総合的に確認し、事業者の希望を最優先に、協賛いただく製品やサービス等に対する重み付けを行う。

なお、反社会的団体や公序良俗に反すると判断されるサービス等、登録に適さない

と判断した場合、これを行わない。

2. 登録

事務局は、認定委員会が確認した協賛事業者とその製品やサービス等を台帳に登録する。

4. 登録証等の発行

事務局は、契約締結の証しとして、協賛事業者に対して登録証を発行するとともに、「のぼり」等を交付する。

【制定、改定の履歴】

平成 年 月 日制定